平成29年度 第2回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

- 1. 日 時 平成29年11月7日(火) 午後1時30分~
- 2. 場 所 宇都宮市役所 14大会議室
- 3. 議事
 - (1) 保育所等の認可について
 - (2)「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について
 - (3)「(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定について
- 4. その他
- 5. 出席者
 - 【委員】青木章彦会長,釼持幸子副会長,栗田幹晴委員,福田清美委員,山崎英明委員, 小貫敬子委員,今井恭男委員,鎌倉三郎委員,倉益章委員,坂本登委員,中野 謙作委員,芥川一男委員,渡辺智子委員,石井由貴委員,青木克介委員,益子 照雄委員,大金和人委員,中村靖之委員,大川直邦委員,福田哲夫委員,河田 隆委員,金子武蔵委員,高橋拓委員,佐々木佳子委員
 - 【事務局】〔子ども部〕塙部長,青木次長

[子ども未来課] 栃木課長,小塙課長補佐,矢島所長,斉藤係長,高橋係長, 清矢総括,濱野総括

〔子ども家庭課〕田邉課長,増山室長,坂和係長

[保育課] 谷田部課長, 鈴木康子課長補佐, 豊田副主幹, 大久保係長, 鈴木係長, 栃木係長, 熊谷主任

[子ども発達センター] 鈴木所長,増淵副所長,小暮総括

〔生涯学習課〕吉澤課長補佐

- 6. 公開・非公開の別 公開(保育所等の認可については非公開)
- 7. 傍聴者数 0名

発言者	内容
	1 開会 会議の公開について決定
	2 議事(1)保育所等の認可について(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
委員	資料1 (3)「計画の進捗状況について」のうち、目標値までの残数 151名について、現在、公募・審査中である施設を含め施設の形態(保 育所及び小規模保育事業など)をどのように計画しているのか。
事務局	認可保育所と小規模保育事業,認定こども園の3種類で考えており、 それぞれの施設数については、現在検討しているところである。
委員	認可予定の各小規模保育事業施設の説明を受けたが、その中で「ゆめ キララ保育園ゆいの杜」は、平面図を見て大きな施設のように思うが、 小規模保育事業にあたるのか。
事務局	「ゆめキララ保育園ゆいの杜」に関しては、小規模保育事業での応募であり、認可保育所や認定こども園ではない。
委員	それぞれの事業所において、素晴らしい建物の中で保育が実施されると考えるが、151 名分の保育施設が不足していることを思うと、大きな施設の有効的な活用も考えられるのではないかと感じるが、現状そのような計画はないのか。
事務局	現在のところは、小規模保育事業ということで申請があるため、国の 緊急対策により 22 名までの受け入れができ、一時預かりについても 対応するとしている。
会長	他に質問・意見等はあるか。
委員	小規模保育事業所について、2歳児までの受け入れだが、3歳児になった時に待機児童にならないための受皿が確保できているのか。

事務局

小規模保育事業所については、3歳児以降の預かりについて連携施設を設定することになっており、既存の保育内容で幼稚園・保育園・認定こども園などと連携施設の協定を結び、3歳児の受入れに対応している。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

認可予定施設の新築・改修について、補助金はつくのか教えていただきたい。

事務局

施設の運営状況に応じて国の補助が付くこととなっており、今回の認可予定の施設については、すべて補助金を利用するかたちで実施している。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

資料1の1ページ1 (1) ウに「3号認定子ども1,496 人分の供給体制の確保を図る」とあるが、宇都宮市の待機児童の定義と数字の内訳を教えていただきたい。

事務局

宇都宮市の待機児童の定義については、保育を必要とする方が、保育所や認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所などに子どもを預けることを申し込み、それに対して市が保育を提供するが、その申し込みをしている方で入所できない方を待機児童と定義している。しかしながら、それらすべてを待機児童としているわけではない。宇都宮市は国の定義に基づいて待機児童の設定をしているが、例えば、近所に入所可能の保育所があるが、通勤経路内や知り合いの子どもが通っているなど、特定の保育所入所を希望する場合は、待機児童数から除外してよいと国から示されており、このような定義により各自治体は待機児童数を決定している。市としては、保護者へ保育所の空き情報などの提供をしているが、特定の保育園の入所希望が変わらない方は待機児童数としてしない状況であり、平成29年4月1日現在の待機児童数は0人と報告させていただいている。特定の保育所を希望している方は333人いるが、情報提供など何らかの対応を行っているところである。

次に、3号認定子ども1,496人の算出方法であるが、平成28年度の子ども・子育て支援事業計画に掲載しており、平成29年度末までに待機児童を解消することを計画の中で掲げている。その中で平成29

年度の保育を必要とする子どもの見込み数 5,510 人,平成 2 7年度の 段階での保育確保数が 4,098 人であるため,差し引き 1,412 人である。 また,資料 1 (イ)で提供区域を 8 区域に分けているが,基本的に各区 域内で保育数を完結すると考えており,その中での端数分 (84 人)を 合わせて,1,496 人と報告させていただいている。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

2号認定での待機児童はどのくらいいるのか。

事務局

現在,幼稚園に入園していて保育所への入所を希望している数については,確認が難しく,相談等受けているが正確な数字はつかんでいない。

会長

他に質問・意見等はあるか。

地域型保育事業の「ようさいリトル」について説明願いたい。 (事務局説明)

(2)「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について (事務局説明)

会長

質問・意見等はあるか。

委員

別紙2の6,7の一時預かり事業(幼稚園型,一般型)と10の延長保育事業についてだが,障がいのある子どもたちについての一時預かりや延長保育については,どのような対策がなされているのか。また,12の放課後児童健全育成事業の具体的な事業内容を説明願いたい。最後に,子ども・子育て会議はすべての子どもたちが対象になっていると思うが,医療的ケア児についての市の対策をお聞きしたい。

事務局

まず延長保育については、通常の保育の一環と考えていることから、 子どもに合った保育士が対応している。また、一時預かりについては、 平成29年度から障がいのある子どもを預かるときの保育士の補助 を実施しているところである。

会長

人員を増やすのではなく、補助金を出すということか。

事務局

一時預かりについては新たに補助金を出して,必要に応じて保育士を 加配できるようにしたところである。

委員

一時預かりなので、いつ、どのような状況で申し込みをするかわからないわけであり、まずはケアできる体制の整備が重要であると思う。 補助金を出すのと支援の体制を整えるのは意図が違うと思うが。

会長

事務局より, もう少し詳しく説明をお願いしたい。

事務局

市の制度として一般の保育について、すでに補助金の加配をつけているが、同様に一時預かりについても加配をつけることにより、支援が必要な子どもについても対応ができるように実施しているところである。一時預かりにおいても、突発的に知らない施設で預かることは基本的にはなく、事前に面接等を行い、預かり日時等を決定するという対応を行っている。その中で子どもにとって必要な支援を考え、適正な保育士の配置をしている。

会長

続いて別紙2の12の放課後児童健全育成事業について説明お願い したい。

事務局

放課後児童健全育成事業について、本市ではこどもの家として実施している事業である。学童といった表現が一般的だと思うが、学校が終わった放課後などに保護者が就労等で在宅していない子どもたちを対象に、生活の場として実施している事業である。

事務局

続いて、医療的ケア児について補足させていただきたい。この後の議題である「(仮称) 第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の中にもあるが、障がい児の受け入れ体制ついては国からも示されている。具体的な対策はまだ決定していないが、例えば、自宅に出向いての教育や通所しているケア児への放課後デイサービスなど、民間の児童発達事業所での実施も含め、医療的ケア児が支援を受けられる体制を今回の計画の中で検討していきたいと考えている。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

病児保育事業の達成率が 130.5%とかなり高いが, 施設が中央より北 に配置に偏っているように感じる。施設が自宅の近くにないと利用し にくいのが現状であると思う。達成率だけでなく利用者の家と職場の 経路上に設置するなど、保護者が使いやすい場所に受け入れ施設を配置することが大切なのではないか。

事務局

現在、宇都宮市で実施している6施設の平成28年度の利用状況については、把握しているところである。今後も、利用者の方が利用しやすくなるよう、委員の意見等を踏まえて事業の実施について検討していきたい。

副会長

病児保育事業より、子どもが病気の時は親が会社を休める社会を作る ことが先なのではないか。小さな子供がいる親に優しい社会を作るの が本当の子育て支援と考える。実際に病児施設を利用する方はいると 思うが、社会を変える取り組みにも着手してほしい。

委員

同感であるが、実際病院に来る母親を見ていると、子どもが熱を出すたびに仕事を休まなくてはならず、中には職場から肩たたきを受け辞めざるを得ない母親がいることを承知している。子どもが病気の時は親が仕事を休める社会は理想であるが、そのようなことが原因で、追い詰められ虐待が発生することもあると考える。そういった事象の未然防止のためにも、現段階では病児を預けられる施設を、少しでも使いやすいように設置するのが行政の役目ではないかと考える。

副会長

現状では病児保育は必要であると認識しているが、難しいからやらないのではなく、将来の社会を変えるためには、すぐに結果は出なくても未来を見据えて高い目標を掲げていくことが大切ではないか。

会長

社会の仕組みとして社会をどう変えていくかという考え方をもとに, 市は支援対策を考え,運用していくよう努力していっていただきた い。

他に質問・意見等はあるか。

委員

別紙2の各事業・取組の達成率が④を②で割った数値になっているが、平成28年度の実績値が計画の確保方策(②)と同様になっており、達成率が100%になるのは当然である。このような評価方法でよいのか。例えば、4の地域子育て支援拠点事業において、計画の段階で利用人数56,495人を見込み、対して平成28年度の実績値は45,483人である。

②の確保方策の利用人数は 87,955 人で④は②と同様,では、利用人数とは何であるのか、評価の対象にはならないのか。

事務局

計画については①の量の見込みが計画策定時のニーズを考えて設定した数字であり、②の確保方策はその見込み数(ニーズ)に対してどのくらいの枠で量の見込みに対応するのか各方策を設定したものである。③の量は、実績値を踏まえて実際の利用申し込みを精査したものであり、④の確保方策については、計画値と比較して、どのくらいの受け入れ枠を用意したかを記載したものである。例えば、ご指摘の4の地域子育て支援拠点事業については、利用人数のニーズを①の56,495人と見込んだものに対して、子育て支援拠点事業で対応できる人数については、2の87,955人の受け入れができる面積があるということで記載している。平成28年度の実績値においても、対応できる十分な面積があるということで達成率100%としている。

委員

数値の乖離はどのように考えているのか。①の数値に対し②の数値は かけ離れていると思うがどうなのか。

事務局

平成28年の計画策定時にあたり、市民の利用ニーズ調査を実施した際に、国から数字の見込み方が示されており、その調査に基づき数値を設定したものである。ただし、実績値での実際の利用人数は計画の見込み人数に比べ、約11,000人少なかったのということが実態である。

委員

87,955 人対応できる面積で、実際は 45,483 人程の利用しかなかった にもかかわらず、計画上100%の達成率であったという評価でよい のか。

会長

事務局は、資料2の最後の部分の計画の見直しについて説明されてはどうか。

事務局

資料2の下段に記載させていただいたとおり、今年度、新たにニーズ 調査を実施して、実際の利用人数を把握しているところである。また、 国や県と共に統計を取っており、今後、調査の精度を上げ、国や県に 状況を報告しながら実施していきたいと考えている。

会長

見直し等で数値も変わってくると思うが、不測のないようお願いしたい。

他に質問・意見等はあるか。

委員

別紙2の9の子育て短期支援事業で、乳児院や児童養護施設等の利用 日数の実績値が見込み数を下回ったとのことであるが、計画の段階で 利用日数0にすることが望ましいと考える。

また, 11月は児童虐待防止推進月間であるが, 市はどのようなもの を取り上げ, どのような対応をしているのかお聞かせ願いたい。

事務局

子育て短期支援事業については、利用日数ができる限り0に近づく社会になることが望ましいと考えている。しかし、現状は急な出張・冠婚葬祭等で小さい子どもを一時的見られない家庭があることも事実であり、そのようなニーズに対応する事業を供給していきたい。

11月の児童虐待防止月間について、先日、トランプ大統領と安倍総理大臣が共同記者会見をした際に、胸元にオレンジリボンをつけており、大変感動した訳であるが、市も今年度新たに実施したことがある。今から6年前に市の子ども家庭支援室が設置されたときに作成した児童虐待の手引きがあるが、月日の経過とともに世の中の状況も変化してきたため、今回内容の見直しを行った。自治会長・民生委員・児童委員の方々に声をかけさせて頂く予定だが、普段から手元に置いていただき、児童虐待の現状や対応に生かしてもらおうと改良版を作成したところである。今月中に配布させていただく予定なので、児童虐待防止に役立てていただきたい。

委員

このような事業を速めに実施していただくよう願いたい。

会長

他に質問・意見等はあるか。

副会長

宇都宮市でも児童相談所を設置できるようになったはずだが、県議会での答弁で「市は設置の予定はないと」断言された。本当に設置するつもりはないのかお聞かせ願いたい。

事務局

児童相談所については、中核市で5年をめどに設置することができるよう国が支援すると示しているのは事実である。その一方で、それぞれ中核市の置かれている状況が異なっており、現在、中核市のうち2市において設置されているところである。特に児童虐待が多く発生しているところは設置に前向きであるが、すでに市内や近隣の市に県等が所管の児童相談所が設置済みである場合、設置についての考え方の整理が必要である。宇都宮市も同様の状況であり、すでに県の中央児童相談所が市内に設置されているため、その中において、新たに宇都宮市に児童相談所を設置する必要性について、検討していかなければ

なければならないと考えている。

副会長

設置の可能性はあるのか。実際、児童相談所は常時満杯で、収容して ほしい子どもがいてもできない状況であるのだが、設置の方向で検討 しているのか。

事務局

現在, 設置の有無の結論まで至っていない。前段階でどのようなもの が必要かを検討しているところである。

副会長

ぜひ、検討していただきたい。

会長

他に質問・意見等はあるか。

平成28年度の達成状況から、評価は適正としてよろしいか。 委員の指摘等を踏まえ、中間年での計画・数字等の見直しを行い、今 後も適切に推進していってほしい。

(3)「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定について (事務局説明)

会長

質問・意見等はあるか。

委員

先ほど医療的ケア児については伺ったため、それ以外について伺う。 障がい児とは18歳までが対象かと思うが、障がい児は発達も遅いの で18歳という年齢にとらわれずに継続的な支援をお願いしたい。 今, 自分の子どもが高等部3年であり, 今日も現場実習に行っている。 高等部になってから何度かそのような経験をし、痛感したことである が、障がいの重い子どもの生活介護は、少ない人数に対して1人支援 者が付くことになっているのだが、実態は全く介護が行き届いていな い状況である。施設の方が工賃などを出していくための作業に追われ ていて、生活介護にまで手が回らない印象を受けた。B型で入所した 障がい児も、外からの刺激等が少ないために症状が退行し、早い段階 で生活介護の対象になってしまう現実も見てきている。圧倒的に生活 介護が不足している現状なので、生活介護を必要とする障がい者の環 境改善に努めてもらいたい。次に、移動支援についてだが、非常に支 援を利用しずらい状況である。支援を受ける数が増えたからではない かと推測するが、学校などの送迎には支援を受けられなくなった。移 動支援の目的は、障がい者の社会参加を促すためのものであり、特に 学齢期の子どもについては保護者同伴でないと移動支援を受けられ

ず、何のための支援か分からなくなっている。特に障がい児にとって も思春期は親と離れて行動したいと感じる時期であり、その要求を満 たせる支援こそが社会参加へと繋がっていくものである。移動支援の 意義を考え、本来の目的に立ち戻り、本当の支援が受けられるよう早 期の検討をお願いしたい。

会長

ただ今の意見で障がい児支援においても、切れ目のない支援・使いや すい支援が必要ということなので、計画を策定する段階で十分考慮し ていただきたい。

事務局

ご意見に感謝する。子ども発達センターでは,障がい児を重視した支援を行っているため,大人の障がい者に対するA型・B型・生活支援などについては答えづらいところもあるが,個人的な感想を若干含めると,A型・B型など就労系の支援は一般的に充実していると考える。ただし,就労支援と生活介護の端境にいる障がい者に対しては,支援の状況が弱いことは実感している。国の制度のため宇都宮市独自で対応することは難しいところであるが,今後計画の策定に当たってはそのようなことについても検討し,障がい児から障がい者の端境期の方についての支援も強化していきたい。また,移動支援ついては,関係団体との意見交換会からも充実させてほしいという要望をいただいている。障がい者の担当課でも状況は承知しており,今回の計画策定においてどのように充実させていくか検討しているところである。

委員

就労A型・B型・移行型などの施設が非常に増えており、それらの方々が退行してくることは別問題であり、実際の問題として、野沢養護学校のような生活介護が必要な方の施設が本当に不足していて困っている方がたくさんいるので、それを増やしていただきたいことを訴えたい。

事務局

その点については、重々承知している。専門員の不足とも関係しているのだが、事業所でも様々なニーズに対応するための対策を展開している中で、人材不足は大きな問題になっている。このように人材が就労系の施設に配置されてしまい、生活介護に配置する人材が不足してしまうことは耳にするので、簡単に解決できる問題ではないと考えるが、今後、生活介護についても人材の確保など問題解決できるよう取り組んでいくので理解いただきたい。

会長

市は、ニーズ調査やヒアリングなど現状の把握を適切に行い、計画を 策定していっていただきたい。

他に質問・意見等はあるか。

副会長

昨日,発達支援ネットワーク会議に出席し,同様の名称の計画が議題となっていた。昨日の会議のものと,今日の子ども・子育て会議の議題となっている計画は同じものなのか。また,なぜ「(仮称)第5次字都宮市障がい者福祉プラン(素案)」・「(仮称)第5期字都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称)第1期字都宮市障がい児福祉計画(素案)」とこんなに表題があるのか。子ども・子育て会議は「(仮称)第1期字都宮市障がい児福祉計画」になっているが、各計画を一緒に同じものつくるということか。

事務局

一緒に同じものを策定するものである。これまで、第4次の福祉プラン・第4次障がい福祉サービス計画があった。その中においても、子どもの障がいについて盛り込まれていたが、今回、改めて国から第1期障がい児福祉計画の策定が義務付けられたため、子どもと大人について一体的に策定した方がよいとの考えから、現在、一緒に策定を行っているところである。発達支援ネットワーク会議においては、障がいに関して詳しい方がいらっしゃるため、様々な意見を頂くことができる、また、この子ども・子育て会議においては、「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の進捗確認等を行っており、その中にも障がい児関する分野があるため、双方から多くの意見をいただき、計画の策定に反映させたいと考えている。また、最終的には、子ども・大人両方を合わせて、社会福祉審議会にかけ、提言をいただいていく予定である。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

別紙3の関係団体意見結果の下から2番目「乳幼児期は、障がいの受容や身近な相談支援など保護者に対する支援が必要」という内容について、心理的なカウンセリングなど専門性が高いと感じるが、計画ではどちらに位置づけられるのか教えていただきたい。

事務局

ご指摘の内容については、主に母親に対する支援のニーズであるが、すでに子ども発達センターでは、カウンセリングやペアレント支援を 実施している。計画においては、別紙3のA3縦である「第5次宇都 宮市障がい者福祉プラン 施策の体系イメージ図」No.46「家庭支援 事業の推進」として、親支援や兄弟支援などを実施していく予定である。

委員

心理的不安から障がい児の虐待につながらないよう対策をお願いしたい。

会長

他に質問・意見等はあるか。

委員

別紙3「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン 施策の体系イメージ図」No.59「小中学校における障がいへの理解促進事業の充実」とあるが、障がい児は基本的に学童保育での預かりはできないのか。障がいの程度にもよるが、学童保育で預かりが可能な子どもについては健常児と交流することによって、互いに障がいについての思いやりや支えあう気持ちが芽生えると考える。机上で学ぶより、実際に障がい児とふれあうことが障がいに対して理解度が増すのではないか。障がい児支援として放課後デイサービスなどが利用できると思うが、障がい児も学童の利用など幅広い選択ができるとよいと思うがいかがか。

事務局

宇都宮市においては、子どもの家等での障がい児受け入れを規制するものはない。しかしながら、障がいの程度により集団生活が困難な場合、子どもの家等に専門性を持った指導員が配置されていないのが現状であり、子どもの家等の指導員が対応できるかどうかを見極めて、障がい児の受け入れをするなどして、事業を展開している。また、最近の相談状況として、子どもの家等に預けられない場合は、放課後デイサービスや他の施設を利用する保護者が多い状況である。担当課としても、子どもの家等で障がい児と健常児が交流を持って、障がいについての理解を深められると考えている。現状では、発達障がい児の預かりはあるが、肢体不自由の障がい児の預かりはない状況である。

副会長

子どもの家等については、市から助成を受けているが、その運営は地区の有志で行っている。現場の職員は子どもたちのために日々努力しているが、発達障がい児及び診断を受けていない子どもの対応はうまくいかないことが多く難しい。子どもの家等によって保育時間や運営方法も違っており、子どもたちのことを考えると、福祉法人などで一律に同様のサービスを受けられることが望ましいと考えるが、難しい問題である。ただ、子どもの家等に従事している職員は、日々頑張っていることは、ご理解いただきたい。

委員

子どもの家連合会の会長をしているが、連合会としては、子どもの家等としての基本方針は、障がい児の受け入れをすることとしている。しかし、現実的には障がいの程度に差があり、障がい児を受け入れた場合には、市から職員の加配の予算を頂いてはいるが、加配指導員は運営委員会で見つけなければならない。正指導員は他の子どもも見なくてはいけないので、障がい児だけに付くわけにはいかない。よって、障がい児を受け入れるには、臨時指導員を配置しなければならず、経験・資格を持った人材は賃金等の問題もあり確保が難しい。そのような中で、基本的な方向性としては、障がい児を受け入れている。ただし、人命に影響のある身体障がい児、ケアが必要な児童(例えば人工呼吸装置や痰の吸引など)は、一定の訓練と教育・資格を持たなければ対応できないため、受け入れは難しいと判断している。家庭的な雰囲気で子どもの対応をしている場で障がい児を預かるということは、その他の子どもに影響が出ることもあり、現場では苦労をしている状況である。

委員

過去に子ども家の運営に携わったときに障がい児を預かった経験から,運営の方法に問題があるのではないかと感じている。現在の運営は,公設民営で行われており,公設公営になれば様々な問題が解決できると考える。今の状態を継続するのか,大きく転換させるのか是非検討願いたい。

会長

様々な意見があるようだが、理想と現実を勘案してより良い計画を策 定していただきたい。他のご意見はよろしいか。

委員

子どもの家等で障がい児を預かることについて、初めから門前払いを してしまうのではなく、試験的に一定期間の預かり体験などを実施し て、職員が対応できれば預かり、難しいようであれば放課後デイサー ビスなどを利用するといったシステムにすればよいのではないか。

事務局

障がい児の子どもの家等への利用意向希望があった場合は、本課もしくは直接子どもの家等に子どもの入所希望があって相談を受ける流れが主であるが、保護者から子どもの状況を伺い、直接子どもと面接し、子どもの家等運営委員会に報告したうえで、試験的に預かりを実施している。その中で、子どもの家等で責任を持って預かれるのか、また、保護者に預かりの様子を見学してもらった上で、デイサービスなどの他の施設の利用を考えるのか、十分な時間をかけて最終的に判断している状況である。

会長

市は様々な意見を理解・把握し、より良い計画を策定するようお願いしたい。

他に質問・意見等はあるか。

平成29年4月1日現在の待機児童数は0との報告を受けた。従来, 毎年10月の待機児童数についても発表されているが,見込みはどうか。方向性等が分かっていれば教えていただきたい。

事務局

現在、集計中のため、結果が出たら報告させていただきたい。

会長

他に質問・意見等はあるか。

(質問・意見なし)

3 その他

会長

その他、質問・意見等はあるか。

(質問・意見なし)

事務局

参考資料1については会議終了後, 机上に置いておかえりいただきたい。

次回の第3回子ども・子育て会議については、「第1期宇都宮市障がい児福祉計画」の策定についての議題等があることから、12月18日に開催を予定している。時間等の詳細については、後日、改めて通知する。

会長

4 閉会

以上で、第2回宇都宮市子ども・子育て会議を終了する。